

〔N○. 14〕 都市計画区域内の道路に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. その地方の気候などにより必要な場合には、特定行政庁により道路の幅員を6m以上とする区域が指定されることがある。
→ 法42条（道路の定義）1項 **建築基準法上の道路は原則4m(指定区域のみ6m)以上**
2. 自動車のための交通の用に供する道路のみに接している敷地には、原則として、建築物を新築することができない。
→ 法43条（敷地等と道路との関係）1項一号 **接道義務 2m以上**
3. 道路の地盤面下に、建築物に附属する地下通路を設ける場合には、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。
→ 法44条（道路内の建築制限）1項一号 **一号 許可不要 三号 認める
二号 許可と同意 四号 許可と同意**
4. 地区計画等の区域内において、建築物の敷地内に予定道路が指定された場合、当該予定道路の上空に設けられる渡り廊下は、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。
→ 法44条（道路内の建築制限）1項三号

予定道路内の建築

法68条の7 4項(法42条1項の道路とみなし法44条の規定を適用)

令44条1項四号(許可と同意) 令145条2項